

精神障害の労災認定の現状と論点の考え方（案）

1 現状

精神障害等の事案の審査・決定に当たっては、主に次の調査等を行い、平均して約8.7か月の期間を要している。

- ① 調査計画の策定（0.5か月）
- ② 請求人、事業主等の関係者からの聴取書作成（2か月）
- ③ 医証、労働時間の記録等の関係資料の収集（2か月）
- ④ 調査結果のとりまとめ、事実認定（1か月）
- ⑤ 精神科医3名により構成する専門部会での協議（2.5か月）
- ⑥ 精神部会の結果による最終処理（0.5か月）

2 審査の迅速化、効率化を図るための対応

審査の迅速化、効率化を図るためには、以下の事項を検討する必要があるのではないか。

（1）上記調査等のうち、どのような事項について、簡素化等が考えられるか。

- ・ 事実関係を明確にするために省略することができない調査がある一方、事実関係に基づいて因果関係の判断を行う専門部会での協議については、認定の基準の具体化や明確化により省略できるものがあるのではないか。

（2）認定の基準の具体化や明確化のためには、認定事例、裁判例等を踏まえ、次のような事項の検討が必要ではないか。

- ① 精神障害の成因について
- ② 精神障害の業務上外の判断枠組みについて
- ③ 業務による心理的負荷の評価基準の明確化について
- ④ 出来事ごとの心理的負荷の強度の見直しについて
- ⑤ 心理的負荷の評価対象について
- ⑥ 認定の基準の運用について